令和４年１月３１日

各　位

鹿児島市観光プロモーション課長

観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定に向けた
研修・調査のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、本市では、コロナ収束後の観光需要回復を見据えて、また、令和５年特別全国障害者スポーツ大会に向け、稼ぐ観光の観点から、ユニバーサルツーリズムに関する取組を進めています。

その取組の一環として、観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定に向けた研修を行いますので、貴施設の職員にご参加頂きますようお願い申し上げます。

※心のバリアフリー認定制度とは、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を観光庁が認定し、観光庁サイトに掲載される他、認定マークが交付されるもの。

記

１　研修（鹿児島県おもてなし研修）※お申込み後に日程調整し、施設に講師がお伺いします。

基本プログラム	第１部：座学研修（約３０分）	障害のある方やご高齢の方への接遇を学びます
	第２部：実技研修（約６０分）	施設での実態調査（間口等の計測や写真撮影）の説明後、講師の調査に同行しながら具体的な対応のポイントを学びます
講師	かごしまバリアフリーツアーセンター　センター長　紙屋　久美子　氏 （特定非営利活動法人ｅワーカーズ鹿児島）	

２　調査（鹿児島市ユニバーサルツーリズム現況調査）

・　第２部終了後、供用部分を中心とする調査をさせて頂きます。（全てにお立ち合い頂く必要はございません。）

・　なお、調査結果については、かごしま市観光ナビ等にて発信します（詳細はＰ３）

３　お申込み　令和４年２月９日（水）まで　※研修/調査は３月１１日（金）までに行います。

４　その他：観光施設における心のバリアフリー認定程度の認定に向けて

・　Ｐ４～５をご参照頂き、申請書を観光プロモーション課までご提出頂ください。（本市にてとりまとめて観光庁に申請します。）

１次締切：２月２２日（火）までに提出　⇒３月に観光庁より認定される見込み

２次締切：３月１８日（金）までに提出　⇒４月に観光庁より認定される見込み

【問い合わせ先】
鹿児島市観光プロモーション課　担当：大久保/下水流/木場
TEL(099)216-1510　FAX(099)216-1320
E-mail：kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp

申込：令和４年２月９日（水）
　特定非営利活動法人ｅワーカーズ鹿児島　行き
　FAX/TEL：　0995-73-3669

観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定に向けた

研修・調査　申込書

施　設　名			
住　所	〒		
連　絡　先		ご担当者名	
第　１　希　望	令和４年　　月　　日 ：　～　：	人数	人
第　２　希　望	令和４年　　月　　日 ：　～　：	人数	人

※申込後、電話で日程調整をさせて頂きます。

ユニバーサルツーリズムの推進のため
観光施設等の情報の一元化・発信を行います

【流れ】※令和４年２月～３月に調査予定

1
- 現地にて詳細なハード面の確認（入口幅や段差の計測）
- 写真撮影

2
- ソフト面の対応確認

3
- 課題の把握、アドバイス・フォロー
- 心のバリアフリー登録申請に向けた相談

4
- 鹿児島市観光ナビに情報公開（https://www.kagoshima-yokanavi.jp/）
- かごしまバリアフリーツアーセンターホームページに情報公開

【対象】宿泊施設、飲食施設、観光施設、体験事業者等

【件数】30～40 施設

【補足】心のバリアフリー認定要件も兼ねる取組です。

ベビーカーや
車椅子、三世代
グループの
誘客に！

事前に情報を確認できると、お客様は予約しやすくなります！

旅行者

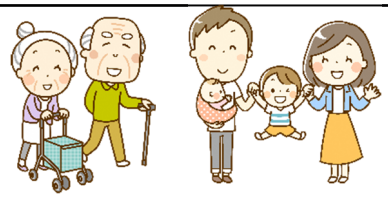

情報発信

閲覧・確認

宿泊施設・観光施設

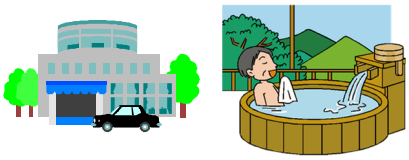

観光施設における心のバリアフリー認定制度

- 観光庁がバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設しました。認定された観光施設には、観光庁が定める認定マークが交付されます。
- この取組により、観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信の支援につながり、ご高齢の方や障害のある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備の推進に寄与することとなります。

■認定対象

※１：宿泊施設
　ⅰ）旅館業法上の営業許可を得ている施設
　ⅱ）国家戦略特別区域法上の認定を受けている施設
　ⅲ）住宅宿泊事業法上の届出をしている施設
※２：飲食店（食品衛生法上の営業許可を得ている施設）
※３：観光案内所（日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等）

■認定基準

次の基準を「すべて」満たす必要があります。

① 施設のバリアフリー性能を補完するための措置を３つ以上行い、ご高齢の方や障害のある方が施設を安全かつ快適に利用できるような工夫を行っていること。

例：聴覚障害者向けにテレビの字幕を表示できるリモコン、室内信号装置の備付け
　浴室内備品（シャワーチェア等）、発達障害者向けのパーテーションの貸出し
　筆談器具・コミュニケーションボードを用いた施設の案内
　車椅子の通行幅を確保するための机・椅子の配置、移動　等

⇒各施設にてご確認ください

② バリアフリーに関する教育訓練を年に１回以上実施していること。

例：障害を持った顧客へのコミュニケーションやサポートに関する外部研修に参加
　観光庁の作成したマニュアルを活用し、社内勉強会を実施
　バリアフリーに関する資格を有する従業員を雇用　等

⇒県おもてなし研修の受講で満たします

③ 自社のウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を積極的に発信していること。

例：宿泊予約サイト、グルメ予約サイト、市町村ウェブサイト等にバリアフリー情報を掲載バリアフリー情報を特集するウェブサイトで施設の取組を発信　等

⇒かごしま市観光ナビに掲載します
※各施設サイトでも情報を掲載してください

※　認定基準については、DPI日本会議やWheeLog等の障害者に関係する団体や有識者のご意見を伺うとともに、総合政策局主催の「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」にも諮った上で策定

［出所］観光庁ホーページ
https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html

申請手続き

１　提出物

(1) 申請書

申請書（別添）

(2) その他必要な関係資料

① 下記、認定対象施設であることを証する資料のいずれか

- 旅館業法上の営業許可証（写し）
- 国家戦略特別区域法上の認定を受けていることが分かる書類等（写し）
- 住宅宿泊事業法上の届出を証明する自治体から発行された通知書等（写し）
- 食品衛生法上の営業許可証（写し）
- 日本政府観光局からの外国人観光案内所の認定を証明できるもの
- 観光案内所の実在性が分かるものおよび活動内容が分かるもの

② ソフト面でのバリアフリーの取り組みの具体的な内容がわかる写真・資料等

③ 教育訓練を行った日時がわかる書類（社内日誌や研修案内等）、教育訓練の内容がわかる書類（パンフレットや使用教材等）

⇒県おもてなし研修受講施設については、当課にて対応するため提出不要です。

④ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が定める「シルバースター登録制度」の認定を受けている場合、それを証明するもの ※該当資料があれば提出

⑤ その他、観光庁が必要と判断するもの

２　提出先

下記までメールにてご送付ください。

１次締切：２月２２日（火）　２次締切：３月１８日（金）

鹿児島市観光プロモーション課
担当：大久保/下水流/木場
TEL(099)216-1510
E-mail：kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp